（貯留機能保全区域内の土地における行為の届出書の記載事項）

第四十三条　法第五十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる貯留機能保全区域の名称及び指定番号とする。　（新設）

（貯留機能保全区域内の土地における行為の届出の内容の通知）

第四十四条　法第五十五条第二項の規定による通知は、第四十二条第一項の届出書の写しを添付してするものとする。　（新設）

（浸水被害防止区域の指定の際の明示事項）

第四十五条　法第五十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　指定の区域

二　基準水位（法第五十六条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。）

三　流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に想定される洪水又は雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。）（第五十五条、第五十六条及び第六十八条において「想定洪水等」という。）による浸水が発生した場合において、第一号の区域内の一定の区域の水深に当該区域における流速の二乗を乗じて得た値が最大となるときの当該水深及び当該流速（第六十六条において「特定水深等」という。）

（浸水被害防止区域の指定をしようとする旨の公告）

第四十六条　法第五十六条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による浸水被害防止区域の指定（同条第十一項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。　（新設）

一　浸水被害防止区域の指定をしようとする旨

二　浸水被害防止区域の指定をしようとする土地の区域

2　前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　平面図

（浸水被害防止区域の指定の公示）

第四十七条　法第五十六条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による浸水被害防止区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。　（新設）

一　浸水被害防止区域の指定をする旨

二　浸水被害防止区域

2　前項第二号の浸水被害防止区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　平面図

（都道府県知事の行う浸水被害防止区域の指定の公示に係る図書の送付）

第四十八条　法第五十六条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、浸水被害防止区域位置図及び浸水被害防止区域区域図により行わなければならない。　（新設）

2　前項の浸水被害防止区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、浸水被害防止区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3　第一項の浸水被害防止区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該浸水被害防止区域を表示したものでなければならない。